

過積載防止現場点検実施要領

(平成15年9月18日建管-1548)

平成19年4月1日(改正)

平成24年5月1日(改正)

1 点検対象工事

この要領に定める点検の対象工事は、県が発注する公共工事において、土砂等を運搬する大型自動車（以下「ダンプトラック等」という。）を使用する全ての工事とする。

2 点検方法

- (1) 各点検対象工事毎に、毎月一度点検を実施するものとする。
- (2) 点検者は監督職員とする。
- (3) 点検は現場代理人又は主任技術者の立ち会いのもと抜き打ちで行うものとする。

3 点検内容等

- (1) 点検は次の項目について実施するものとする。
 - ア ダンプトラック等（2トン車以上）の過積載の有無
 - イ さし枠装着ダンプによる土砂等運搬の有無
 - ウ 産業廃棄物処理専用車による土砂等運搬の有無
- (2) 過積載の判断は「過積載防止対策要領（平成15年6月27日 建管-899）」（以下「対策要領」という。）第6条及び第7条の規定に基づき行なうものとする。
- (3) 対策要領第7条に定める自重計による計測について、自重計の精度に疑義がある場合は、受注者に対しトラックスケール等による確認を求めるものとする。
- (4) 点検の結果、過積載が確認された場合は、対策要領第10条及び第11条の規定に基づき対処するものとする。

4 点検結果の報告

各地域振興局農林部長及び建設部長並びに建設部各単独事務所長は、毎月の点検実施結果について、様式-1により翌月10日までに技術管理課長あて報告するものとする。

